

平成25年3月土佐清水市議会定例会日程表

会期 3月5日～3月22日(18日間)

日次	月 日	曜日	会 議 別	開会時刻	議 事 内 容	備 考
第1日	3月5日	火	本 会 議	午前10時	1 開会 2 会期の決定 3 会議録署名議員の指名 4 諸般の報告 議会事務局長 5 議案の上程 提案理由の説明(市長) 予算・条例等内容説明(企画財政課長等) 6 委員長報告 総務文教常任委員会(平成24年12月定例会 で付託した議案の審査結果) 7 散会	
第2日	3月6日	水	休 会			
第3日	3月7日	木	〃			質疑・一般質問通告書の提出期限午前11時まで
第4日	3月8日	金	〃			
第5日	3月9日	土	〃			
第6日	3月10日	日	〃			
第7日	3月11日	月	本 会 議	午前10時	質疑・一般質問	
第8日	3月12日	火	〃	午前10時	一般質問	
第9日	3月13日	水	〃	午前10時	一般質問・議案の委員会付託	
第10日	3月14日	木	休 会	午前 9時		予算決算常任委員会
第11日	3月15日	金	〃	午前 9時		予算決算常任委員会
第12日	3月16日	土	〃			
第13日	3月17日	日	〃			
第14日	3月18日	月	〃	午前 9時		総務文教常任委員会
第15日	3月19日	火	〃	午前 9時		産業厚生常任委員会
第16日	3月20日	水	〃			春分の日
第17日	3月21日	木	〃			
第18日	3月22日	金	本 会 議	午前10時	1 委員長報告 2 質疑・討論 3 採決 4 議員派遣 5 閉会	

発言(質疑)通告一覧表

平成25年3月土佐清水市議会定例会

順位	質疑者	質疑内容	予算書・議案綴ページ	答弁者
1	8番 岡崎宣男 君 (質疑)	○ 議案第5号 「平成25年度土佐清水市一般会計予算について」 (歳出) (1)4款2項2目 塵芥処理費 ・粗大ゴミ排出指導業務の委託先など疑問点を問う	62	環境課長
		(2)8款1項6目 災害対策費 ・津波避難タワーについて、他地区にも必要。 疑問点を問う	84～85	総務課長 副市長
2	13番 橋本敏男 君 (質疑)	○ 議案第12号 「平成25年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について」 (歳出) (1)2款1項1目 太陽光発電施設設置費 ・事業投資額の算定根拠 ・発電効率の調査精度 ・企業債の元利償還計画 ・事業収支計画 ・具体的な事業スケジュール	234	環境課長
		○ 議案第13号 「再生可能エネルギー事業特別会計条例の制定について」 ・再生可能エネルギー事業を特別会計で行うことの法制上の裏付けと意義	17～18	環境課長
		○ 議案第24号 「土佐清水市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」 ・職員の理解を得るための手続きは十分か ・駆け込み退職者への懸念 ・退職手当債依存による財政健全化指標の影響 ・民間との格差を是正するための調整率	85～88	総務課長
		○ 議案第29号 「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」 ・国保運営協議会での意見 ・一世帯当たり21,700円の負担増をどのように考える ・今回の改正保険税率でのフローとストックの関係	101～103	市民課長

発言(一般質問)通告一覧表

平成25年3月土佐清水市議会定例会

順位	質問者	質問内容	答弁者
1	3番 小川 豊治 君 (一問一答)	1 市長公約の実施状況と次期市長選について ○ 公約の実績と残された事業 ○ 次期市長選挙について	市 長
		2 農業の現状と今後の振興策について ○ 農業の現状認識 ○ 生産額の推移 ○ 特産品の開発、今までの取り組みと今後の見通し ○ 集落営農の実態と今後の取り組み	産業振興課長 市 長
		3 水産業の現状と課題・振興について ○ 漁獲高と就労者の推移 ○ 清水サバの現状とこれからの課題、方策 ○ 漁業振興に対する取り組み	産業振興課長 市 長
2	2番 森 一美 君 (一問一答)	1 路線価の設定について ○ 本市の設定と近隣の市の状況について ○ 国調に合わせ対応する必要があると思うが ○ 十把一絡げの課税になっていないか	税 務 課 長 市 長
		2 広報誌に弔辞通報欄を ○ 個人情報保護との関連について ○ 掲載する余地はあるか ○ 喪主の了承を得て掲載しては	企画財政課長 市 長
		3 市職員の給与と交付税について ○ 国は職員給与削減を迫ってきているが ○ 地方交付税への影響は ○ 市長の対応は	市 長
		4 保育園の高台移転 ○ 現在までの進捗状況について ○ 子どもの安全対策を早急に	福祉事務所長 市 長
3	14番 武藤 清 君 (一問一答)	1 平成25年度当初予算 ○ 県予算とのリンクは充分か?	企画財政課長 市 長
		2 県立高校再編 ○ 清水高校は?	教 育 長 市 長
		3 生活保護見直し ○ その影響は?	福祉事務所長 市 長

順位	質問者	質問内容	答弁者
4	永野 修 君 (一問一答)	1 市長の政治姿勢について ○ TPPについて ○ 円安について	市 長
		2 駐車場用地買収について ○ 道路用地の買収事例 ○ 駐車場建設計画について ○ 用地買収について	まちづくり対策課長 産業基盤課長 市 長
		3 地震対策について ○ 実施済み事業と計画事業について ○ カワウソ剥製の保存について ○ ラジオが聞こえるように	総務課長 学校教育課長 福祉事務所長 生涯学習課長 教育 長 市 長
		4 13ヶ月予算について ○ 補正予算について ○ 地方交付税の見込みについて ○ 給与削減について	企画財政課長 市 長
5	西原 強志 君 (一問一答)	1 南海地震、津波対策について ○ 防災、減災対策の取り組みについて ・ 各区長等からの要望事項と事業実施状況について ・ 3保育所(清水、旭、浦尻)統合について ・ 津波避難タワー整備事業について ・ 市役所庁舎耐震設計及び補強事業について ・ 今後の防災、減災対策の取り組みについて	福祉事務所長 総務課長 副市長 市 長
		2 再生可能エネルギー事業について ○ 市営太陽光発電所施設の設置について ・ 事業内容について ・ 直営方式を選択した根拠等について ・ 今後の事業計画等について	環境課長 市 長
6	岡崎 宣男 君 (一問一答)	1 太陽光発電の経済的・環境効果について ○ 太陽光発電については初期投資を巨額の市債等で賄うが、事業継続費用を差し引いても純益が20年間で7億円程度とのこと。具体的根拠を示せ ○ 太陽光発電によるCO2削減は既存の太陽光発電設置家庭と合わせてどの様な効果が見込めるか。 ○ 太陽光・バイオマス等再生エネルギーは地球温暖化の抑制に効果があると言われていています。 本市の現状と将来的見通しは	企画財政課長 環境課長
		2 塩漬け土地の現況と販売努力について ○ 本市の塩漬け土地の現況と路線価等不動産価格の過去5年間の変動について示せ ○ 本市の自主財源は27.5%しかない。将来不動産の値上がりは見込めるとは思わない。造成地等の販売努力を更に行う必要があると思うがどうか ○ 現状からすると購入希望者がいる物件は販売する方が良いと思うがいかがか	副市長
		3 国民健康保険税条例の改正について ○ 今回の改正により何年位改正しないで維持できる計画か ○ 医療費削減方策について市民課・健康推進課にその具体的活動内容を聞く	市民課長 健康推進課長

順位	質問者	質問内容	答弁者
7	11番 仲田 強 君 (一問一答)	1 デマンド方式による地域交通システム導入について ○ これまでの経過と今後の事業推進について ○ 立案・実証・実施の行程は ○ 住民の意見・ニーズを捉え当該施策に反映させるための対応は ○ 「あったかふれあい事業」との連携及び協働を問う	企画財政課長 福祉事務所長
		2 新清水中学校開校を迎えて準備は万端か	学校教育課長 教 育 課 長
8	6番 岡林 喜男 君 (一問一答)	1 国民健康保険税引き上げについて ○ 国民健康保険(国保)行政の現状について問う ・ 滞納世帯数等の推移(滞納世帯数・割合) ・ 被保険者資格証明書の交付状況の推移 ・ 短期被保険者証の交付状況の推移 ・ 国保税(一世帯当たりと一人当たり) ・ 国保税滞納額の推移 ・ 国庫支出金の割合の推移 ○ 国保税の引き上げについて問う ・ 国保税の引き上げ根拠 ・ 形骸化していく国保事業の現状をどのように考えるのか ・ 国民健康保険制度は国民の命と健康を守るための制度 ・ 住民に直接責任を持つ地方行政は国保の目的を果たすためにこそ力を尽くすべきだ ・ 市民の現状を見ても引き上げをやめるべきだ	市 民 課 長 市 長
		2 介護保険利用者負担額助成事業の削減について ○ 補助制度の充実こそ必要 ・ 70%助成の継続を	市 長
		3 国の特定財源の有効的活用について ○ 有効活用を図り予算的余裕をつくりソフト分野の充実を	市 長

順位	質問者	質問内容	答弁者
9	13番 橋本 敏男 君 (一問一答)	<p>1 財政規律強化の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 25年度予算における財政見通し(平成24年度に示された財政見通しとの比較) ○ 25年度予算を包括した将来負担比率(見込み)と直近のランキング ○ 財政健全化指標だけで財政規律は十分担保されると思うか ○ 市独自の財政指標の導入 ○ 財政運営に関するルールの制定(情報開示等) ○ 増え続ける住民要求に対応する資金調達策 	<p>企画財政課長</p> <p>副市長</p> <p>市長</p>
		<p>2 公務員の選挙関与への制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員法第36条(政治的行為の制限) ○ 公職選挙法第136条の2(公務員等の地位利用による選挙運動の禁止)・第137条(教育者の地位利用の運動の禁止) ○ 公職選挙法第239条の2(公務員等の選挙運動等の制限違反) ○ 憲法第19条(思想及び良心の自由)・第21条(集会結社及び言論の自由)の担保 ○ 教育公務員特例法第18条 	<p>選挙管理委員会 委員長</p> <p>教育長</p> <p>副市長</p> <p>市長</p>